



令和7年1月10日

東京航空局

三沢飛行場(三沢空港)駐車場営業者の選定について

三沢飛行場(三沢空港)駐車場営業者を選定しましたので、お知らせします。

国土交通省東京航空局(以下、「当局」という。)は、「三沢飛行場(三沢空港)駐車場営業者」(以下、「営業者」という。)の選定を行いましたので、結果を公表します。

○事業概要及び事業期間等

1. 事業概要

営業者は駐車場の管理・運営を行い、空港利用者の利便性の向上及び空港内の交通秩序の維持等を図るものである。

2. 事業期間

事業期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。但し、事業期間中に当局が意思表示をする場合は、営業者からの事業期間の更新の申請を可能とする。この場合は、当局からの意思表示内容に基づく事業期間(営業開始日から最大4年間)とする。

ただし、事業期間(更新された場合は更新後の事業期間)の満了の前に、国有財産法(昭和23年法律第735号)第18条第6項の許可が更新されずに満了し、又は当該許可若しくは空港管理規則(昭和27年運輸省令第44号)第12条の承認が取り消された場合には、その満了日又は取消日をもって事業期間は終了するものとする。

○営業者選定方法

営業者を選定するため、「三沢飛行場(三沢空港)駐車場営業者選定審査会」(以下、「審査会」という。)を設置し、審査会において応募書類の審査を行い、営業者を選定しました。

○審査の概要

1. 応募の状況

令和6年10月29日に募集要項の公表を行い、令和6年10月30日から令和6年12月13日までを応募書類受付期間としていたところ、1者から応募がありました。

2. 第一次審査(参加・資格要件に関する事項)

応募書類をもとに、応募者の参加・資格要件を確認しました。

3. 第二次審査(提案に関する事項)

応募書類をもとに、提案評価点、価格評価点を算定し、総評価点を算定しました。
第二次審査の結果は以下のとおりです。

(単位:点)

		三沢空港ターミナル株式会社
提案評価点	130点満点	71
価格評価点	70点満点	70
総評価点	200点満点	141

4. 営業者の選定

審査会の審査結果を踏まえて、三沢空港ターミナル株式会社を営業者として選定しました。

○営業者の概要

- (1)法人名 三沢空港ターミナル株式会社
- (2)住所 青森県三沢市大字三沢字下夕沢 83 番地 198
- (3)代表者名 代表取締役社長 泉山 元
- (4)事業目的
 - 1. 空港ターミナルビルおよびこれに付帯する施設、設備の賃貸業
 - 2. 食堂、喫茶店および遊戯場の経営
 - 3. 飲食料品、日用雑貨、土産品および古物販売業
 - 4. 煙草、酒類、郵便切手、収入印紙等の販売
 - 5. 駐車場業
 - 6. 広告宣伝および広告代理業
 - 7. 損害保険代理業
 - 8. 航空思想の普及並びに観光に関する事業
 - 9. 貸自動車業および貸自動車斡旋業
 - 10. 航空旅客、航空貨物および航空事業者に対する役務の提供
 - 11. 旅客、貨物運送取次業
 - 12. 清掃業
 - 13. 警備業
 - 14. その他前各号に付帯関連する一切の事業

問合せ先：国土交通省東京航空局 空港部 空港管理課
上野、佐藤
電 話：03-5275-9317